

中心会では、職員が働きやすい職場であると思える職場環境づくりに積極的に取り組むため、神奈川県に対して、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づく法人全体の認証申請をおこない、認証を取得しました。

(認証・登録番号 52、認証・登録年月日：H20. 8. 19)

中心会が行う「子ども・子育て支援推進」の主な内容は、次のようなものです。

- ① 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく職員の子の養育に関する措置
 - 待遇及び労働条件の規程への記載整備
 - 復帰職員への配慮
 - 3歳児から小学校就学までの子をもつ職員への配慮
 - 他、育児休業者及び介護休業者への配慮
- ② 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する措置を上回る措置
 - 配偶者出産時の慶弔休暇（2日間・有給）
- ③ 会内に職業家庭両立推進者を任命し、推進を図る
- ④ 一般事業主行動計画に関する事項
 - 女性職員のみならず男性職員の育児休業取得推進
 - 法制度の周知・徹底
 - 主たる公表方法をインターネット上の法人ホームページとする

認証期間は平成 20 年 4 月より平成 23 年 3 月までとなっています。



神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証証明書

認証番号 52

氏名 社会福祉法人中心会

理事長 浦野 正男

住所 神奈川県海老名市上今泉 4-7-1

上記のとおり、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第 15 条
第 1 項の規定により認証を受けたことを証明します。

平成 20 年 8 月 19 日

神奈川県知事

